

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年9月21日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 12 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	主変圧器防災装置の水噴霧試験時、消火元弁圧力計の指示不良(指示が変化しない)が認められたため、当該圧力計を点検補修。	G	
2	1号機	監視機能健全性確認検査(その1の6)において、主蒸気止め弁閉に伴うリレー動作の目視確認時、リレー動作確認の見過ごしが認められたため、検査を中断、再検査を実施。	G	
3	1号機	グランド蒸気復水器排風機(B)のUシールドレン弁において、シートリークが認められたため、当該弁を点検補修。	G	
4	1号機	循環水配管電気防食装置において、電極不良(1個:電流が流れない)が認められたため、当該電極を交換。	G	
5	1号機	原子炉隔離時冷却系配管ベントライン設置工事において、ドライウエルからバルクヘッド部に移動時、手荷物運搬のバッグを仮置きした際、同バッグがドライウエル空調用マンホールに吸い込まれ、ドライウエル移送用送風機(B)が過負荷で停止する事象が認められたため、当該送風機の健全性を確認。	G	
6	1号機	原子炉建屋スチームドレンサンプ(B,D)出口逆止弁において、シートリークが認められたため、当該弁を点検補修。	G	
7	1号機	主蒸気タービンスラスト軸受温度検出器において、同検出器の不具合により温度記録計の指示不良(乱点)が認められたため、当該温度検出器を予備側へ接続変更。	G	
8	1号機	復水脱塩装置脱塩塔(J)入口流量計において、指示値不良(停止時流量有り)が認められたため、当該流量計を点検補修。	G	
9	4号機	補機冷却海水系ポンプ(C)吐出圧力検出元弁において、開固着が認められたため、当該弁を点検補修。	G	
10	4号機	海水熱交換器建屋北側スチームドレンサンプポンプ(B)吐出逆止弁において、開固着が認められたため、当該弁を点検補修。	G	
11	1,2号廃棄物処理設備	廃棄物処理建屋5階濃縮器メンテナンスエリアからの工事用資材搬出時、誤って管理区域境界を越え、非管理区域(シャッターの搬出口部)に足を踏み越えたため、汚染なし確認及び注意喚起。	G	
12	その他	排気筒耐震強化工事において、当社発注仕様書の記載不良(品質保証基本計画書提出「否」)により、受注者より品質保証基本計画書の未提出が認められたため、同計画書の提出を依頼し、提出後内容審査実施。	G	